

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止処分について

令和8年7月17日（金）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づき、令和8年7月15日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社あつぷる
- (2) 代表者 代表取締役 村上 正利
- (3) 所在地 茨木市若園町36番3号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーションあつぷる
- (2) 所在地 茨木市若園町36番3号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
 - ・平成24年4月1日 重度訪問介護、同行援護

3 行政処分内容及び期間

- (1) 処分の内容 指定の効力の一部停止
- (2) 停止する指定の効力 新規利用者の受入停止
- (3) 処分期間 令和8年8月1日から令和9年1月31日まで

4 行政処分を行う理由

障害者総合支援法に違反（障害者総合支援法第50条第1項第10号。令和6年3月31日以前は令和4年法律第104号による改正前の障害者総合支援法第50条第1項第9号）

指定重度訪問介護、指定同行援護の事業と一体的に運営する障害者総合支援法上の居宅介護において、不正請求が行われた。

健康医療部 福祉指導監査課 電話 072-620-1809（ダイヤルイン）
--